

証券コード 9330

2023年12月7日

(電子提供措置開始日2023年12月1日)

株 主 各 位

東京都中央区八丁堀二丁目12番7号

株 式 会 社 揚 羽

代表取締役社長 湊 剛 宏

第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.ageha.tv>

(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主・投資家の皆様へ」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9330/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「揚羽」又は「コード」に当社証券コード「9330」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、本総会は決議事項がございませんので、議決権行使書に代えて出席票を同封しております。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月22日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号
鉄鋼会館 7階 704
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項
報告事項 第23期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。
 - ◎本総会における会議の目的事項は、上記のとおり報告事項のみでありますため、株主総会終了後の決議ご通知は送付いたしませんので、あらかじめご了承くださいませよう、お願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社が指定する前頁記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

事業報告

(2022年10月1日から)
(2023年9月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されています。しかしながら、世界的な金融引締めに伴う影響や、大幅な物価上昇や為替相場の急変動などの不安要素もあり、先行きには不透明さが見られております。

当社は、「一社でも多くの企業のブランディングに伴走し、日本のビジネスシーンを熱く楽しくする！」というミッションを掲げ、昨今、企業において高まるコーポレートブランディングに関する課題解決のニーズに応えるべく、クライアント企業を分析し、独自性や強みを見出し、ブランディングにおける課題導出・戦略策定といったコンサルテーションから映像、WEBサイト、グラフィック（パンフレット等）といったクリエイティブツールの制作、ソリューション（課題解決等）までのサービスを一气通貫、そして循環させながら提供できる“伴走者”であることを強みとし、企業のブランディングを支援するサービスの提供に注力して参りました。

これらの結果、売上高は1,736,902千円（前期比24.2%増）となりました。事業支援領域別では、リクルーティング支援領域は主にリクルーティング映像及びグラフィック案件の減少で543,492千円（前期比8.7%減）となり、コーポレート支援領域は主にBtoB企業支援の伸長及び大型案件の納品が寄与し1,193,409千円（前期比48.5%増）となりました。コスト面では、大型案件納品に伴う外注費の増加や採用強化に伴う人件費増により販売費及び一般管理費の増加があったものの、売上高の伸びがそれらを吸収し、営業利益は113,803千円（前期比0.6%増）、経常利益は112,590千円（前期比2.2%増）となりました。また、賃上げ促進税制（前期は所得拡大促進税制）による税額控除額が前期比で減少したことや新規上場に伴う増資により留保金課税が発生したこと等の影響で税金費用が増加し、当期純利益は74,905千円（前期比5.8%減）となりました。

なお、当社は単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っておりませんが、事業支援領域別の売上高は次のとおりです。

事業支援領域別売上高

事業区分	第22期 (2022年9月期) (前事業年度)		第23期 (2023年9月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
リクルーティング支援領域	595,065千円	42.5%	543,492千円	31.3%	△51,572千円	△8.7%
コーポレート支援領域	803,491	57.5	1,193,409	68.7	389,918	48.5
合計	1,398,556	100.0	1,736,902	100.0	338,345	24.2

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は767千円であり、その内容は従業員が使用する業務用パソコン1台365千円及びビズミルサーベイの機能追加費用402千円です。当社はブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

なお、当事業年度中において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、2023年9月21日付で東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしました。この上場にあたり、公募増資450,800千円及び第三者割当増資86,940千円の資金調達を実施しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 20 期 (2020年9月期)	第 21 期 (2021年9月期)	第 22 期 (2022年9月期)	第 23 期 (当事業年度) (2023年9月期)
売 上 高(千円)	1,147,148	1,167,906	1,398,556	1,736,902
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	△53,414	49,721	110,175	112,590
当期純利益又は当期純 損失 (△) (千円)	△39,652	31,507	79,545	74,905
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (円) (△)	△39.65	31.51	79.55	74.10
総 資 産(千円)	1,007,019	924,789	972,378	1,462,226
純 資 産(千円)	203,536	235,044	314,576	927,453
1株当たり純資産 (円)	203.54	235.04	314.58	654.15

- (注) 1. 当社は、2023年6月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)」及び「1株当たり純資産」を算定しております。
2. 第20期の数値については、東陽監査法人の監査を受けておりません。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社代表取締役社長である湊剛宏は、当社の親会社等に該当しております。当社は、本事業所の賃料等に係る債務保証を受けておりましたが、当該債務被保証については、2023年10月に解消しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(i) 取引に当たっての当社の利益を害さないよう留意した事項

当該取引に際しましては、当該取引の必要性に留意したうえで合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

(ii) 当該取引が当社の利害を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社等の取引は、当社社内規程に基づき、親会社等から独立して最終的な意思決定を行っており、当社の利益を害することはないと判断しております。

(iii) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、引き続き企業理念の実践を目指して、お客様の課題解決を更に充実させていくとともに、中長期的な収益力・利益率の向上を図る観点から、事業推進に努めております。また、上記記載のとおり顧客ニーズが従来のマスマーケティング（注1）を中心としたブランディング手法から従来の手法に捉われない手法へと変化している現在の市場環境において、当社は顧客のニーズに合ったサービス提案をすることにより事業規模の拡大を推進すべく、以下の課題に積極的に対処して参ります。

（注1）マスマーケティングとは、大量生産によるマスメディア（新聞・テレビ・雑誌・ラジオ）を中心とした大量販売・大量広告により、市場全体への価値提供を目指す戦略のことを意味します。

①マーケティング活動の強化

自社のマーケティング強化のため、マーケティンググループを創設いたしました。マーケティンググループでは、アプローチ体制の再構築、マーケティング活動のオンライン化、リード獲得等を課題として取り組んで参ります。加えて、マーケティングオートメーション（注2）の利用でインサイドセールスによる新規案件の発掘も引き続き行って参ります。

（注2）マーケティングオートメーションとは、見込み顧客（＝リード）の獲得から営業部門へ引き渡すまでのマーケティング業務を一貫して管理し、自動化・最適化する施策のことです。

②成功ノウハウの型化

これまでたくさんのお客様へ提供してきた成功例（事例）をパターン分析して、企画のメニュー化を進めて参ります。今までお客様からのオーダーに応えるかたちで提案を行って参りましたが、次の一手を当社側からオファーする提案へと切り替えて参ります。

③クリエイティブ向上と顧客満足度向上、リピート増

当社は、近年WEBサイト、グラフィック、映像の各部門において、受注増に応じた制作品質の維持を目的に、制作人員の体制を強化して参りました。今後も、さらなる顧客満足度向上とリピート増のために生産性向上・クオリティ向上・収益性向上・サービス領域拡大を推進して参ります。

④採用強化及び人材育成体制の強化

優秀な社員の確保と定着は、クライアント企業数や受注数、売上高の増加、内制化率の向上、売上原価率の低下及び業績向上・利益率改善の大きな要因となっております。このため、新卒採用に加えて中途採用を主軸に人材確保に注力しながら、体系的な教育・研修を強化して参ります。また、当社の創業以来からのカルチャーである、業務の標準化・型化を、社内のシ

システム導入・業務改善（RPA（注3）含む）などを継続的に推し進め、属人的になりがちな業務を標準化して参ります。

（注3）RPA=Robotic Process Automationの略。ソフトウェアロボットによる事業プロセス自動化技術の一種。

⑤内部統制の強化

当社は、企業価値を向上させるため、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題と位置づけ、多様な施策を実施しております。業務の適正及び計算書類の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能するよう、一層の内部管理体制の整備、運用の強化を図って参ります。

⑥情報管理体制

当社は、個人情報等に係るすべての情報を事業運営上重要な資産と認識しております。その保護体制構築に向け、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、情報セキュリティマネジメントシステムの構築・維持向上に努めております。今後も引き続き、情報管理体制の強化を図って参ります。

(5) 主要な事業内容（2023年9月30日現在）

当社は、ブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりません。各事業支援領域については以下のとおりです。

リクルーティング支援領域

WEBサイト制作、映像制作等の総合的なクリエイティブ開発とコミュニケーション設計により採用ブランディングを支援

コーポレート支援領域

インナーブランディング支援

企業の魅力を従業員向けに伝えることで、組織の課題解決や自社のブランド設計を支援

コーポレートブランディング支援

設計したブランドを広く世の中にPRするためのプロモーション設計やサービスブランドの開発を支援

サステナビリティブランディング支援

企業のESGやSDGsへの取り組みについて、サステナビリティサイトや、映像、冊子などで主に投資家に伝える支援

(6) 主要な営業所及び工場 (2023年9月30日現在)

当社(本社) : 東京都中央区

(7) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

区 分	従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
男 性	74名	5名増	35.1歳	4.0年
女 性	60名	2名増	31.4歳	3.7年
合 計 又 は 平 均	134名	7名増	33.5歳	3.8年

- (注) 1. 当社はブランディング事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。
2. 従業員数には、正社員及び契約社員を含み、アルバイト社員は含まれておりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	227,980千円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	36,654
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	17,474
株 式 会 社 り そ な 銀 行	16,372
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	15,847
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	15,014

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、株式会社東京証券取引所より上場承認を受け、2023年9月21日に同取引所グロース市場に株式を上場いたしました。これに伴い行った公募増資により、資本金225,400千円、資本剰余金が225,400千円増加いたしました。また上場に伴ったオーバーアロットメントによる売出しに関連して行った第三者割当増資により、資本金43,470千円、資本剰余金が43,470千円増加いたしました。

2. 株式の状況 (2023年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
(2) 発行済株式の総数 1,417,800株
(3) 株主数 1,031名
(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
湊 剛 宏	532,500株	37.56%
株式会社ポルト	300,000	21.16
岡三証券株式会社	68,700	4.85
株式会社SBI証券	63,800	4.50
楽天証券株式会社	19,800	1.40
UBS証券株式会社	19,000	1.34
日本証券金融株式会社	15,900	1.12
久保田 守彦	15,000	1.06
auカブコム証券株式会社	13,300	0.94
BNY GCM CLIENT ACCOUNT T JPRD ACISG (FE-AC)	13,300	0.94

(注) 1. 当社は、自己株式は所有しておりません。

2. 持株比率は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 株式会社ポルトは、当社代表取締役社長である湊剛宏が株式を保有する資産管理会社です。

4. 当社代表取締役社長である湊剛宏は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、保有株式600,000株(42.32%)の内、67,500株(4.76%)を2023年9月21日に貸株として、岡三証券株式会社に貸出したことにより、当事業年度末日における保有株式数は532,500株(37.56%)となっております。但し、2023年10月3日に全貸株の返還を受けております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

- ① 2023年6月2日開催の臨時株主総会決議に基づき、2023年6月5日付で株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は3,960,000株増加し、4,000,000株となっております。
- ② 2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2023年6月5日付で当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は990,000株増加しております。
- ③ 2023年9月21日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり、2023年9月20日を払込期日とする公募による新株式発行を行っております。これにより発行済株式総数は350,000株増加しております。また、2023年9月29日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資を行っております。これにより発行済株式総数は67,500株増加しております。
- ④ ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は300株増加しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	第 2 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年7月29日	2019年10月18日
新 株 予 約 権 の 数		120個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 12,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 500円)	新株予約権1個当たり 50,000円 (1株当たり 500円)
権 利 行 使 期 間		2021年7月30日から 2029年7月29日まで	2021年10月19日から 2029年7月29日まで
行 使 の 条 件		(注) 1、2	(注) 1、3
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 120個 目的となる株式数 12,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

		第 3 回 新 株 予 約 権	第 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2020年9月18日	2022年8月26日
新 株 予 約 権 の 数		30個	220個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,000株 (新株予約権1個につき 100株)	普通株式 22,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 80,000円 (1株当たり 800円)	新株予約権1個当たり 80,000円 (1株当たり 800円)
権 利 行 使 期 間		2022年9月19日から 2030年9月18日まで	2024年8月27日から 2032年8月26日まで
行 使 の 条 件		(注) 1、4	(注) 1、5
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 3,000株 保有者数 1名	新株予約権の数 220個 目的となる株式数 22,000株 保有者数 4名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名
	監 査 役	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名	新株予約権の数 一個 目的となる株式数 一株 保有者数 一名

(注) 1. 新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。

- (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員の内いずれかの地位を有することを要する。ただし、当該新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
- (2)新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (3)新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- (4)新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員の内いずれの地位も有しなくなった場合、当社は、取締役会において当該新株予約権者による権利行使を認めることがない旨の決議をすることができる。この場合、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。

(注) 2. 第1回新株予約権の行使条件には、以下の特約条項を定めております。

(1)2021年7月30日又は当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）以降、権利を行使することができることとする。

(2)次の①から⑤までに掲げる期間ごとに、当該①から⑤までに定める割合を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式上場日が2024年7月30日以降である場合、2028年7月30日又は株式上場日のいずれか遅い日を開始日とし2029年7月29日を終了日とする期間において、当制約を受けず割当数のすべてにつき本新株予約権を行使することができるものとする。

- ①権利行使開始日から権利行使開始日後1年を経過する日まで
割当数の5分の1
- ②権利行使開始日後1年を経過した日から権利行使開始日後2年を経過する日まで
割当数の5分の2
- ③権利行使開始日後2年を経過した日から権利行使開始日後3年を経過する日まで
割当数の5分の3
- ④権利行使開始日後3年を経過した日から権利行使開始日後4年を経過する日まで
割当数の5分の4
- ⑤権利行使開始日後4年を経過した日から2029年7月29日まで
割当数のすべて

(3)本新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することができない。

(注) 3. 第2回新株予約権の行使条件には、以下の特約条項を定めております。

(1)2021年10月19日又は当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）以降、権利を行使することができることとする。

(2)次の①から⑤までに掲げる期間ごとに、当該①から⑤までに定める割合を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式上場日が2024年7月30日以降である場合、2028年7月30日又は株式上場日のいずれか遅い日を開始日とし2029年7月29日を終了日とする期間において、当制約を受けず割当数のすべてにつき本新株予約権を行使することができるものとする。

- ①権利行使開始日から権利行使開始日後1年を経過する日まで
割当数の5分の1
- ②権利行使開始日後1年を経過した日から権利行使開始日後2年を経過する日まで
割当数の5分の2
- ③権利行使開始日後2年を経過した日から権利行使開始日後3年を経過する日まで
割当数の5分の3
- ④権利行使開始日後3年を経過した日から権利行使開始日後4年を経過する日まで
割当数の5分の4
- ⑤権利行使開始日後4年を経過した日から2029年7月29日まで
割当数のすべて

(3)本新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することができない。

(注) 4. 第3回新株予約権の行使条件には、以下の特約条項を定めております。

(1)2022年9月19日又は当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日のいずれか遅い日（以下「権利行使開始日」という。）以降、権利を行使することができることとする。

(2)次の①から⑤までに掲げる期間ごとに、当該①から⑤までに定める割合を上限として本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、株式上場日が2025年9月19日以降である場合、2029年9月19日又は株式上場日のいずれか遅い日を開始日とし2030年9月18日を終了日とする期間において、当制約を受けず割当数のすべてにつき本新株予約権を行使することができるものとする。

①権利行使開始日から権利行使開始日後1年を経過する日まで
割当数の5分の1

②権利行使開始日後1年を経過した日から権利行使開始日後2年を経過する日まで
割当数の5分の2

③権利行使開始日後2年を経過した日から権利行使開始日後3年を経過する日まで
割当数の5分の3

④権利行使開始日後3年を経過した日から権利行使開始日後4年を経過する日まで
割当数の5分の4

⑤権利行使開始日後4年を経過した日から2030年9月18日まで
割当数のすべて

(3)本新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することができない。

(注) 5. 第5回新株予約権の行使条件には、以下の特約条項を定めております。

(1)2024年8月27日又は当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場された日のいずれか遅い日以降、権利を行使することができることとする。

(2)本新株予約権を譲渡し、またはこれに担保権を設定することができない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	湊 剛 宏	
取締役副社長	額 田 康 利	ブランドマーケティング第1部、第2部管掌
取 締 役	忽 滑 谷 勉	制作部管掌
取 締 役	松 浦 泰 介	管理部長
取 締 役	大 川 成 儀	経理財務部長
取 締 役	池 田 良 介	株式会社ウィルグループ 取締役会長 株式会社グラフィコ 社外取締役 株式会社ジンジブ 社外取締役 株式会社池田企画事務所 代表取締役
常 勤 監 査 役	前 田 義 明	
監 査 役	富 岡 大 悟	GRASグループ株式会社 社外取締役 DORIRU株式会社 社外監査役 株式会社SUPER STUDIO 社外取締役 ポート株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社HITOSUKE 社外取締役 mederi株式会社 社外監査役
監 査 役	松 本 高 一	株式会社アンビグラム 代表取締役 デジタルデータソリューション株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社ラバブルマーケティンググループ 社外取締役 株式会社アッピア 代表取締役 株式会社リチカ 社外監査役 株式会社フューチャーリンクネットワーク 社外監査役 株式会社ギミック 社外監査役 株式会社マイホーム 社外監査役 株式会社KOLテクノロジーズ 社外取締役 フューチャーベンチャーキャピタル株式会社 社外取締役 (監査等委員) 株式会社TOKYO BASE 社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役池田良介氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役前田義明氏、監査役富岡大悟氏及び監査役松本高一氏は、社外監査役であります。
3. 監査役富岡大悟氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）、監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反に起因する損害賠償請求の場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等の総額は、2023年6月2日開催の臨時株主総会にて年額200,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は1名）であります。また、監査役の報酬等の総額は、2017年12月22日開催の定時株主総会にて年額30,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は1名（うち社外監査役は0名）であります。当社の現在の報酬体系は、固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。当社が定めた役員報酬規程及び「役員報酬に対する基本的な考え方」に従い、役員報酬等の額は、当社の持続的な成長と社会的な存在価値及び企業価値の向上に貢献するよう、職務、業績、貢献度等を総合的に勘案し、適切、公正かつバランスの取れたものにしております。また、役員報酬額は、株主総会で承認された報酬限度額内で役職に応じた全社的な貢献、職責、会社の業績等を勘案して、取締役については、取締役会で報酬総額を決議した後、個別報酬は2022年12月23日開催の臨時取締役会にて代表取締役湊剛宏氏、社外取締役池田良介氏、社外監査役前田義明氏、同富岡大悟氏、同松本高一氏が出席する役員報酬決定協議会で協議した上で決定するものと決議しております。なお、取締役が改選された

2023年6月2日開催の臨時株主総会直後の2023年6月以降の各取締役の個別報酬の額は、2023年6月2日に開催された代表取締役、社外取締役、社外監査役が出席する役員報酬決定協議会にて決定しております。これについては、同日開催の取締役会でも承認を得ています。また、監査役については、監査役全員の協議により決定するものとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	73,128千円 (2,400)	73,128千円 (2,400)	－千円 (－)	－千円 (－)	6名 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	9,000 (9,000)	9,000 (9,000)	－ (－)	－ (－)	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	82,128 (11,400)	82,128 (11,400)	－ (－)	－ (－)	9 (4)

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

各社外役員の兼職の状況は、「(1)取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであり、当社と各兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 池田 良介	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。</p> <p>会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
監査役 前田 義明	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>広告宣伝業界における豊富な経験と事業会社での監査役の経験を有しており、幅広い見識から取締役会では積極的に意見を述べる等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。監査役会においては、議長として議案の審議等に関して適宜必要な発言を行っております。</p>
監査役 富岡 大悟	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的知見並びに財務及び会計に係る幅広い知識と見識を有しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、財務及び会計等に関して適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 松本 高一	<p>当事業年度に開催された取締役会18回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>資本市場に関連する豊富な業務経験と他社の社外役員を歴任した豊富な経験を有しており、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコーポレート・ガバナンス体制の強化等について適宜、必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 東陽監査法人

2023年6月2日開催の臨時株主総会において、新たに東陽監査法人が当社の会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,400千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23,900

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、東陽監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と東陽監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等に従い、経営に関する重要な事項を決定します。
- b) 取締役会は、内部統制の基本方針を決定し、取締役が、適切に内部統制システムを構築・運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。
- c) 取締役は、他の取締役と情報の共有を推進することにより、相互に業務執行の監督を行っています。
- d) 取締役は、監査役が監査役会で定めた監査方針・計画のもとに監査を受けます。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会の議事録、経営及び業務執行に関わる重要な情報については、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等の関連規程に従い、適切に記録し、定められた期間保存します。また、その他関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善をします。

③当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催しています。
- b) 取締役は、ITを活用した情報システムを構築して、迅速かつ的確な経営情報把握に努めています。

④当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a) 代表取締役社長は、管理部長をコンプライアンス管理の総括責任者として任命し、コンプライアンス委員会を設置させています。コンプライアンス委員会は、リスク管理委員会と

連携して、コンプライアンスに関する内部統制機能の強化を継続的に行える体制を推進・維持します。

- b) 万が一、コンプライアンスに関する事態が発生した場合は、コンプライアンス委員会を中心に、代表取締役、取締役会、監査役会、顧問弁護士に報告される体制を構築しています。
 - c) 取締役及び使用人がコンプライアンスの徹底を実践できるように「コンプライアンス管理規程」を定めています。
 - d) 当社は、コンプライアンスの違反やそのおそれがある場合に、業務上の報告経路の他、社内外（コンプライアンス委員会・弁護士）に匿名で相談・申告できる窓口を設置し、事態の迅速な把握と是正に努めています。
- ⑤当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- a) 代表取締役は、管理取締役をリスク管理の総括責任者として任命し、リスク管理委員会を設置します。リスク管理委員会は、全社的なリスクの把握とその評価及び対応策の策定を行い、各担当取締役及び各部長と連携しながら、リスクを最小限に抑える体制を構築しています。
 - b) リスク管理を円滑にするために、リスク管理規程等社内の規程を整備し、リスクに関する意識の浸透、早期発見、未然防止、緊急事態発生時の対応等を定めています。
- ⑥当社の監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a) 当社は、監査役会の職務を補助する使用人は配置していませんが、取締役会は監査役会と必要に応じて協議を行い、当該使用人を任命及び配置することができます。
 - b) 補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役会に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けません。
- ⑦前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 前項の使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとしております。
- ⑧当社の取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制、その他の監査役会への報告に関する体制
- a) 監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受けます。
 - b) 取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役会に報告します。
 - c) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、すみやかに、監査役会に報告します。

- ⑨当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は監査役会への報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しています。
- ⑩当社の監査役会の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なではないと認められた場合を除き、速やかに所定の手続きに従い、当該費用または債務を処理する。
- ⑪その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a) 監査役会は、代表取締役と定期的に会合を開き、意思の疎通及び意見交換を実施します。
b) 監査役会は、会計監査人及び内部監査担当とも意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査及び報告を求めます。
- ⑫反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針としています。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備します。
- ⑬財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適切に機能することを定期的・継続的に評価するための体制を構築します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①取締役会規程に基づき、毎月1回の定時取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。
- ②監査役会規程に基づき、毎月1回の定時監査役会及び必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会においては、監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有しております。監査役は、毎期策定される監査計画書に基づき、取締役会を含む重要な会議への出席、実地監査、意見聴取を行い、内部統制システムの整備・運用状況を中心に業務活動全般にわたり監査を実施しております。また、会計監査人及び内部監査担当と定期的に意見交換を行い、より実効性の高い監査の実施に努めております。
- ③内部監査担当は、毎期内部監査計画を策定し、当該計画に基づき全部門を対象とした内部監査

を実施しており、より実効性の高い監査体制を実現するため定期的に監査役、会計監査人との意見交換を行っております。また、内部監査の結果については、代表取締役社長へ都度報告するとともに、改善状況に関するフォローアップも行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つとして位置付けております。配当政策につきましては、将来の成長に向けた投資のための内部留保を確保しつつ、業績に応じた配当を実施することを基本方針としております。しかしながら、成長過程にある現段階においては、より一層の事業拡大を目指し、配当資源となる利益の最大化を図ることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。そのため、当面は配当は実施せず、内部留保を事業拡大に伴う優秀な人材確保や人材育成のために有効に活用していく方針です。

将来的に剰余金の配当を行う場合は、年1回の期末配当を基本としており、その他年1回中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,356,044	流動負債	296,798
現金及び預金	1,077,216	買掛金	32,701
売掛金	213,646	1年内返済予定の長期借入金	100,702
仕掛金	36,006	未払金	73,211
前払費用	715	未払費用	23,467
その他	22,471	未払法人税等	21,159
	5,986	未払消費税等	25,041
固定資産	106,182	前受り	6,172
有形固定資産	14,074	受取利益金	14,341
建物	19,797	固定負債	237,973
減価償却累計額	△9,154	長期借入金	228,639
建物(純額)	10,642	資産除去債	9,334
工具、器具及び備品	17,168	負債合計	534,772
減価償却累計額	△13,736		
工具、器具及び備品(純額)	3,431	(純資産の部)	
無形固定資産	3,226	株主資本	927,475
商標権	35	資本金	278,990
ソフトウェア	3,191	資本剰余金	268,990
投資その他の資産	88,881	資本準備金	268,990
投資有価証券	185	利益剰余金	379,495
長期前払費用	161	その他利益剰余金	379,495
保険積立金	47,348	繰越利益剰余金	379,495
繰延税金資産	15,999	評価・換算差額等	△21
その他	25,186	その他有価証券評価差額金	△21
資産合計	1,462,226	純資産合計	927,453
		負債純資産合計	1,462,226

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	1,736,902
売上原価	871,914
売上総利益	864,988
販売費及び一般管理費	751,185
営業利益	113,803
営業外収益	
受取利息	4
受取配当金	1
助成金収入	253
保険解約返戻金	18,320
その他	25
合計	18,605
営業外費用	
支払利息	2,592
上場関連費用	12,616
株式交付費	4,411
その他	196
合計	19,817
経常利益	112,590
税引前当期純利益	112,590
法人税、住民税及び事業税	28,668
法人税等調整額	9,017
当期純利益	74,905

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						評価・換算差額等		純資産合計
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	10,000	－	－	304,590	304,590	314,590	△14	△14	314,576
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	268,990	268,990	268,990			537,980			537,980
当 期 純 利 益				74,905	74,905	74,905			74,905
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							△7	△7	△7
当 期 変 動 額 合 計	268,990	268,990	268,990	74,905	74,905	612,885	△7	△7	612,877
当 期 末 残 高	278,990	268,990	268,990	379,495	379,495	927,475	△21	△21	927,453

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～19年

工具、器具及び備品 4年～15年

② 無形固定資産

- ・自社利用のソフトウェア
- ・その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。定額法によっております。

(3) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社の事業セグメントは、ブランディング事業のみの単一セグメントですが、当社のサービス領域は「リクルーティング支援領域」と「コーポレート支援領域」に分類されます。どちらの領域においても当社は顧客ニーズに応じて主に映像・WEBサイト・グラフィック等制作物を制作納品し、顧客による検収をもって履行義務が充足されると判断し収益を認識しております。

なお、取引の対価は履行義務が充足してから通常短期のうちに受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 15,999千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、企業会計上の資産・負債と税務上の資産・負債との差額である一時差異等について税効果会計を適用し、繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性については、将来の合理的な見積り可能期間内の課税所得の見積り額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき判断しております。

将来の課税所得の見積りは、過年度利益実績をもとに、翌年以降の採用領域における企業動向や企業向けブランディングの環境及び事業戦略を考慮し、当該利益見込みに恒常的に発生する税務調整を反映し算出しております。

当社の経営環境の変化等による見積りの見直しが必要となった場合、翌事業年度において、回収が見込まれない繰延税金資産を取り崩す可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	—
差引額	100,000千円

(2) 契約負債

契約負債については、流動負債の「前受収益」に計上しております。契約負債の金額は、「10. 収益認識に関する注記 (3)当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等」に記載しております。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,417,800株

(注) 1. 2023年5月12日開催の取締役会決議に基づき、2023年6月5日付で当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより、発行済株式総数は990,000株増加しております。

2. 2023年9月21日に東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。上場にあたり、2023年9月20日を払込期日とする公募による新株式発行を行っております。これにより発行済株式総数は350,000株増加しております。また、2023年9月29日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出しに関連した第三者割当増資を行っております。これにより発行済株式総数は67,500株増加しております。

3. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は300株増加しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 57,400株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	9,132千円
法定福利費	1,319
一括償却資産	668
仕掛品評価損	207
資産除去債務	2,858
未払事業税	3,375
未払事業所税	547
その他	2,633
繰延税金資産小計	20,743
評価性引当額	△2,930
繰延税金資産合計	17,812
繰延税金負債	
資産除去債務対応資産	△1,605
未収還付事業税	△207
繰延税金負債合計	△1,813
繰延税金資産の純額	15,999

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、事業計画に基づき、必要な資金を調達しております。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する上場株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。また、借入金は、主に運転資金の調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社は、営業債権について、経理財務部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

- ・市場リスク

投資有価証券については、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク(支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

- ・資金調達に係る金利リスク

当社は、資金調達時には、金利の変動動向の確認または他の金融機関との金利比較を行っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

なお、重要性が乏しいものは含まれておりません。また、預金、売掛金、買掛金、未払金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時 価 (*)	差 額
投 資 有 価 証 券	185	185	-
長期借入金(1年内返済予定含む)	(329,341)	(321,967)	△7,373

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融商品

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
投 資 有 価 証 券 そ の 他 有 価 証 券 株 式	185千円	—	—	185千円

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時 価			合 計
	レ ベ ル 1	レ ベ ル 2	レ ベ ル 3	
長期借入金(1年内返済予定含む)	—	321,967千円	—	321,967千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定含む）

時価は、元利金の合計額と信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	湊 剛 宏	被所有 直接 37.6% 間接 21.2%	当社代表取締役 社長	本社事務所の 賃貸借契約 に対する 債務被保証 (注)	2,518	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社の本社事務所の賃貸借契約に対して、債務保証を受けております。なお、債務被保証の取引金額は月間賃借料を記載しております。保証料の支払いは行っておりません。また、当該債務被保証については、2023年10月に解消しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、ブランディング事業のみの単一セグメントであるため、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、サービス支援領域別に分解しております。

(単位:千円)

	リクルーティング 支援領域	コーポレート 支援領域	合計
顧客との契約から生じる収益	543,492	1,193,409	1,736,902
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	543,492	1,193,409	1,736,902

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (3) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

	当事業年度 (千円)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	156,825
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	213,646
契約負債 (期首残高)	15,851
契約負債 (期末残高)	6,172

顧客との契約から生じた債権は、貸借対照表上、「売掛金」に計上しております。契約負債は主に、制作物等の納品前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債の「前受収益」に計上しております。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 654円15銭
(2) 1株当たりの当期純利益 74円10銭

(注) 当社は、2023年5月12日開催の当社取締役会の決議に基づき、2023年6月5日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年11月17日

株式会社揚羽
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	桐 山	武 志
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	西 村	仁 志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社揚羽の2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年11月20日

株 式 会 社 揚 羽	監 査 役 会
常 勤 監 査 役	前 田 義 明 ㊟
(社外監査役)	
監 査 役	富 岡 大 悟 ㊟
(社外監査役)	
監 査 役	松 本 高 一 ㊟
(社外監査役)	

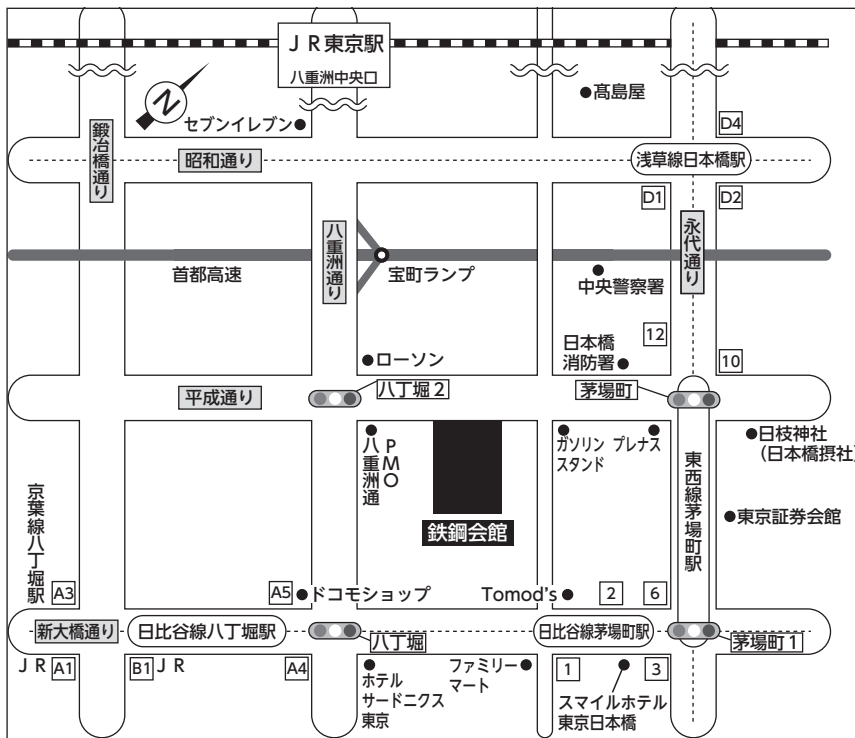
以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

鉄鋼会館 7階 704

TEL 0120-40-4855 (携帯電話からは03-3669-4855)



●の表示は、目印となる建物や店舗を表しています。

□の表示は、地下鉄等の出口及び出口番号を表しています。

交通 東京メトロ東西線茅場町駅 12番出口より 徒歩約5分

東京メトロ日比谷線茅場町駅 1番出口より 徒歩約5分